

学 則

1 研修の目的

高齢者・障がい者福祉サービスの中核となる介護員の養成を図り、超高齢化社会への一助とすることを目的とし、理念とする。

2 研修の名称：サンビック介護員養成研修

3 研修の要旨

研修課程	事業所の所在地	研修形態	修業年限	研修期間	定員(人)	授業料(円)	受講対象者
2級	札幌市	昼間	8月	3月	20	10,500 (自己負担金)	ハローワークにて受講勧奨通知を受けた者
2級	夕張市	昼間	8月	3月	30	7,400 (自己負担金)	ハローワークにて受講勧奨通知を受けた者
2級	小樽市	昼間	8月	3月	30	7,100 (自己負担金)	ハローワークにて受講勧奨通知を受けた者
2級	石狩市	昼間	8月	3月	30	7,100 (自己負担金)	ハローワークにて受講勧奨通知を受けた者
2級	江別市	昼間	8月	3月	30	7,100 (自己負担金)	ハローワークにて受講勧奨通知を受けた者
2級	札幌市	通信	6月	2月	20	59,800	一般
2級	余市町	通信	6月	2月	40	59,800	高校生及び一般
2級	函館市	通信	6月	2月	20	59,800	一般
2級	旭川市	通信	6月	2月	20	59,800	一般
2級	深川市	通信	6月	2月	20	59,800	一般
2級	帯広市	通信	6月	2月	20	59,800	一般
2級	滝川市	通信	6月	2月	20	59,800	一般
2級	釧路町	通信	6月	2月	20	59,800	一般
介護職員基礎研修	札幌市	通信	3年	8月	10	198,000	無資格者で実務経験1年未満の者
介護職員基礎研修	札幌市	通信	3年	7月		162,500	無資格者で実務経験1年以上の者
介護職員基礎研修	札幌市	通信	3年	6月		135,000	2級課程修了者で実務経験1年未満の者
介護職員基礎研修	札幌市	通信	3年	3月		75,800	2級課程修了者で実務経験1年以上の者
介護職員基礎研修	札幌市	通信	3年	3月		96,000	1級課程修了者で実務経験1年未満の者
介護職員基礎研修	札幌市	通信	3年	2月		39,800	1級課程修了者で実務経験1年以上の者

4 受講手続

(1) 募集時期

開講日の2月前から募集し、10日前に締め切る。

(2) 受講料納入方法

申込後、指定の期日までに金融機関に振込むか現金を持参すること。なお、研修の開始までに受講料が入金されないときは、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

受講前については、当社の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。

研修開始後は、理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

5 カリキュラム：別紙のとおりとする。

6 研修の免除

別紙のとおりとする。ただし、受講者から所定の免除申請があった場合に限る。免除申請は、サービス事業所長の証明等による実務経験証明書、及び介護員研修修了証明書等の提出により行うものとする。

7 主要テキスト

(1) 2級課程

研修形態：通信

「訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修テキストブック 2級課程」

ミネルヴァ書房 発行

研修形態：昼間

「ホームヘルパー講習 2級課程テキスト」

日本医療企画 発行

(2) 介護職員基礎研修課程

「介護職員基礎研修課程テキスト」

日本医療企画 発行

8 修了認定

(1) 出欠の確認方法

各教科の開始前に出欠確認を行う。出欠は出席簿により管理する。

(2) 成績の評定方法

① 2級課程

講義・演習・実習については、成績の評価は行わない。通信課題については、A(80点以上)、B(70点~79点)、C(60点~69点)及びD(60点未満)の4段階とし、C以上を合格点とする。

② 介護職員基礎研修課程

「基礎理解とその展開」の、科目ごとの通信課題を回収し添削、返却する。課題は、A(80点以上)、B(70点~79点)、C(60点~69点)及びD(60点未

満)の4段階とし、C以上を合格点とする。合格点に満たない場合は、必要に応じてレポート、補講を追加し、再評価する。

面接・演習については、科目の終了時に筆記試験、口答試験、実技試験のうち、その科目に適した方法で実施し、担当講師が評定する(シラバス参照)。

実習については、実習記録に基づき、各科目ごとに定める「経験目標」について、経験したかどうかを確認する。

(3) 修了の認定方法

演習・実習については、研修教科の全てに出席しなければならない。但し、欠席した教科については、当社の指定する他の講座を受講することにより、出席したものとして扱う。講義(2級課程)、「基礎理解とその展開」(介護職員基礎研修課程)については、研修教科の課題に合格しなければならない。但し、不合格の評定を受けた者は、所定の課題により、再試験に合格しなければならない。

(4) 修了証明書

修了が認定された者には、別紙の修了証明書を交付する。

9 補講の取扱い

やむを得ず欠席した教科については、補講を実施する。なお、補講の受講料は無料とし、上限時間数は特に定めない。ただし、正当な理由なく出席が常でない者については、「学則10 退学規定」に則り、補習は行わない。

10 退学規定

(1) 受講者が退学しようとするときは所定の退学届けを提出すること。

(2) 受講者が当社の定める諸規定を守らず、又は受講者の本分にもとる次の行為のあったときは、退学を命ずることがある。

ア 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

イ 学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき。

ウ 正当な理由がなくして出席が常でない者。

エ 研修の秩序を乱している者。

11 講師

別紙(添付3号様式)に記載のとおりとする。

12 実習施設

別紙(添付5号様式)に記載のとおりとする。

(その他)

13 欠席者の取り扱い

理由の如何にかかわらず、遅刻した場合は、該当科目を欠席とする。

なお公共交通機関等の遅延で、15分以内の遅刻の場合は、遅延証明の

提出によって、受講を許可する場合がある。また、やむを得ず欠席する場合は、必ず「欠席届」を提出する。

1.4 修了者管理の方法

- (1) 修了者は「修了者台帳」に記載し、北海道で指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。その際の手数料・用紙代として、一通2100円（税込）を徴収する。その他、受講期間証明等の各種証明にかかる手数料は1通につき、525円（税込）とする。手数料納入方法は、郵便振込・窓口・切手のいずれかで行うものとする。

1.5 施行細則

この学則に必要な細則ならびにこの学則に定めない事項が必要があると認められるときは、当社が別にこれを定める。

1.6 附 則

この学則は平成20年10月10日から施行する。

この学則は平成22年1月18日付で変更し施行する。

この学則は平成22年11月17日付で変更し施行する。